# 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(自衛官の定年及び定年による退職の特例)

- 第四十五条 自衛官(陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。
- 2 前項の定年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。
- 3 (略)

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)(抄)

### (自衛官の定年)

第六十条 法第四十五条第二項に規定する自衛官の定年は、別表第九のとおりとする。

## 別表第九 (第六十条関係)

階級	年龄	階級	年齢	階級	年齢
陸将	!	一等陸尉		一等陸曹	
海将	六十年	一等海尉	五十四年	一等海曹	五十四年
空将	I I I	一等空尉	 	一等空曹	 
陸将補	1 	二等陸尉	I I I	二等陸曹	I I I
海将補	六十年	二等海尉	五十四年	二等海曹	五十三年
空将補	 	二等空尉	1 ! !	二等空曹	! ! !
一等陸佐	 	三等陸尉	 	三等陸曹	 
一等海佐	五十六年	三等海尉	五十四年	三等海曹	五十三年
一等空佐	: !	三等空尉	: !	三等空曹	
二等陸佐	1 1	准陸尉	 		 
二等海佐	五十五年	准海尉	五十四年		I I I
二等空佐	I I I	准空尉	 		1 
三等陸佐	 	陸曹長	 		 
三等海佐	五十五年	海曹長	五十四年		1 1 1
三等空佐	1 1 1	空曹長	1 1 1		1 ! !

## 備考

- 一 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の職にある陸将、海 将又は空将である自衛官の定年は、年齢六十二年とする。
- 二 医師、歯科医師又は薬剤師である自衛官、音楽の演奏に関する業務又は通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する者として指定された自衛官並びに警務官を命ぜられた自衛官のうち、一等陸佐以下、一等海佐以下又は一等空佐以下のものの定年は、年齢六十年とする。
- 三 定年による退職の日に昇任した自衛官の定年は、その昇任前の階級について定められている年齢とする。

防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)(抄)

#### (若年定年退職者給付金の支給)

- 第二十七条の二 自衛官(自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された 自衛官を除く。第二十七条の四第一項において同じ。)としての引き続いた在職 期間(第二十七条の八第一項及び第三項において単に「在職期間」という。)が 二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定める者(以下「長期在 職自衛官」という。)であつて次の各号のいずれかに該当するもの(以下「若年 定年退職者」という。)には、若年定年退職者給付金(以下「給付金」という。) を支給する。 ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家 公務員又は地方公務員(これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定 めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。)となつたときは、この限りでな い。
  - 一 <u>定年</u>(自衛隊法第四十四条の二第二項本文に規定する定年(以下「自衛官以外の職員の定年」という。)以上であるものを除く。以下「若年定年」という。) に達したことにより退職した者
  - 二 その者の事情によらないで若年定年に達するまで引き続いて勤務することを 困難とする理由により若年定年に達する日以前一年内に退職した者で政令で定 めるもの
  - 三 若年定年に達した後、自衛隊法第四十五条第三項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられ、その勤務を命ぜられた期間(以下「勤務延長期間」という。)が満了したことにより退職した者又は勤務延長期間が満了する前にその者の非違によることなく退職した者

#### (給付金の支給時期及び額)

- 第二十七条の三 給付金は、二回に分割し、防衛省令で定める月であつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者の退職した日の属する月後最初に到来するものに第一回目の給付金を、その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に第二回目の給付金をそれぞれ支給する。
- 2 第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、<a href="block">
  退職の日においてその者の受けていた俸給月額</a>
  (退職の日において休職にされていたことにより俸給の一部又は全部を支給されなかつた者その他の政令で定める者については政令で定める俸給月額とし、これらの額が別表第二の三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸給の幅の最高の号俸による額を超える場合には、その最高の号俸による額とする。次条において単に「俸給月額」という。)に算定基礎期間(退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。)の年数を乗じて得た額に第一回目の給付金にあつては一・七一四を、第二回目の給付金にあつては四・二八六をそれぞれ乗じて得た額に、第一回目の給付金及び第二回目の給付金の支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする。
- 3 前条第三号に該当する若年定年退職者の第一回目の給付金及び第二回目の給付

金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項の規定により計算した額から、 その者に係る定年に達する日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の 属する月までの月数を勘案して政令で定めるところにより計算した額を減じた額 とする。

(所得による給付金の額の調整等)

- 第二十七条の四 若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年(以下「退職の翌年」という。)におけるその者の所得金額が支給調整下限額(その者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額(以下「給与年額相当額」という。)からその者に係る俸給月額に六を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。)を超え、支給調整上限額(その者に係る給与年額相当額からその者に係る俸給月額に一・七一四を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。)に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額に、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額とする。
- 2 <u>若年定年退職者の退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合には、前条第一項の規定にかかわらず、第二回目の給付金は、支</u>給しない。
- 3 第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の退職の翌年における所得金額が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、当該各号に定める金額を返納しなければならない。
  - 一 その者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合 その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に、その者の退職の翌年における所得金額からその者に係る支給調整上限額を減じた額をその者に係る 給与年額相当額からその者に係る支給調整上限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額に相当する金額
  - 二 <u>その者に係る給与年額相当額以上である場合</u> <u>その者の支給を受けた第一回</u> 目の給付金の額に相当する金額
- 4 前三項に規定する所得金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十七条第二項に規定する事業所得の金額と同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額との合計額を同項に規定する給与所得の金額と仮定した場合において当該金額の計算の基礎となるべき同項に規定する給与等の収入金額に相当する金額とする。ただし、退職の翌年の途中から就業した若年定年退職者その他の政令で定める者については、その金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)(抄)

(若年定年退職者給付金の額の算定に係る率)

第二十二条 法第二十七条の三第二項に規定する政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる同項に規定する算定基礎期間(以下「算定基礎期間」という。)の年数に応じて、同条第一項に規定する第一回目の給付金(以下「第一回目の給付金」という。)にあつては同表の中欄に掲げる率とし、同項に規定する第二回目の給付金(以下「第二回目の給付金」という。)にあつては同表の下欄に掲げる率とする。

三年以下	000000	000000
四年	〇・九九五一九二	〇・九八六五三八
五年	〇・九八八四六二	〇・九六八一〇七
六年	〇・九八三九七四	〇・九四七五二一
七年	〇・九八〇七六九	〇・九二五九七九

### (給与年額相当額)

- 第二十四条 法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年(以下「退職の翌年」という。)まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次の各号に掲げる額を合算した額とする。
  - 一 その者が退職の日において受けていた俸給月額(第二十一条第二号に掲げる者にあつては、当該昇任前の俸給月額)について、その者が退職の日の翌日以後退職の翌年の末日までの期間において良好な成績で勤務していたものとして法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第六項及び第七項の規定を適用したと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき俸給月額の合計額
  - 二 その者が退職の日において扶養していた扶養親族(一般職給与法第十一条第 二項に規定する扶養親族をいう。)のうち、満二十二歳に達する日以後の最初 の三月三十一日を経過したことにより扶養親族たる要件を欠くに至つた子、孫 又は弟妹については当該三月三十一日まで、死亡した者については当該死亡し た月まで、その他の扶養親族については退職の翌年までそれぞれ扶養親族であ つたと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき当該扶 養親族に係る扶養手当の月額の合計額
  - 三 退職の日の前日において陸曹長等、海曹長等又は空曹長等であつた若年定年 退職者にあつては、退職の翌年においても陸曹長等、海曹長等又は空曹長等で あつて、かつ、法第十八条第一項に規定する場合に該当したと仮定した場合に おいて、その者が退職の翌年の各月に受けるべき営外手当の月額の合計額
  - 四 退職の翌年の一般職給与法第十九条の四第一項に規定する基準日においてそれぞれ前三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給、 扶養手当及び営外手当の月額を合計した額(その者が退職の日の前日において

第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び前号の規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額の合計額に同条第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額)を計算の基礎として、一般職給与法第十九条の四第二項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合が百分の百であると仮定し、かつ、退職の日の前日における階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である者にあつては、法第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項に規定する特定幹部職員に該当しないものと仮定した場合において、その者が退職の翌年に受けるべき期末手当の額の合計額

五 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ第一号及び第三号に 規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月 額の合計額(その者が退職の日の前日において第十二条の七において準用する 第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一 号及び第三号の規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及 び営外手当の月額の合計額に第十二条の七において準用する第十二条の六第二 項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額)に 百分の七十二・五を乗じて勤勉手当に相当するものとして得た額の合計額